

介護保険の自己負担限度額と介護制度の申請方法

◎被保険者の保険種別ごとの自己負担限度額（年額）

（単位：万円）

被保険者の 保険種別 所得区分	国民健康保険の場合		後期高齢者医療制度 の場合	社会保険の場合
	70歳未満	70～74歳		
現役並み	168 (126)		89 (67)	
一般	89 (67)		75 (62)	
低所得I	45 (34)		41 (31)	
低所得II	—		25 (19)	

※（ ）内は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの1年間の自己負担限度額であり、平成22年8月1日以降は上記の表中の金額のとおりとなります。

○支払額の計算例

自己負担を合算した世帯の負担額から基準額（自己負担限度額）を差し引いた分が支給されることになり、その金額は、医療保険と介護保険で按分し、それぞれから支給及び通知されます。

70歳未満の所得区分一般2人世帯で被保険者Aに医療費420,000円被保険者Bに介護費280,000円の負担がある場合。

（以下の計算は、平成21年8月1日から平成22年7月31日までの1年間の自己負担限度額で計算しています。）

①1年間の自己負担額の合計の計算

（医療費） + （介護費） = （合 計）

420,000円 + 280,000円 = 700,000円

②支給金額の計算

（合 計） - （国民健康保険（一般） = （差引）

70歳未満の自己負担限度額）

700,000円 - 670,000円 = 30,000円

③支給金額の按分

（医療保険分）30,000円×（420,000円÷700,000円）= 18,000円

（介護保険分）30,000円×（280,000円÷700,000円）= 12,000円

医療保険方の支給金額は、18,000円となり、介護保険からの支給金額は12,000円となります。

◎申請の方法

- ① 介護制度の支給を受けようとする各保険の被保険者は、介護保険に「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。
- ② ①の申請を受けた介護保険から「自己負担額証明書」が交付されます。
- ③ 世帯主は、証明書を添付して各保険の申請窓口へ支給申請をします。
申請窓口 国民健康保険の場合 鏡野町健康増進課国保係
後期高齢者医療制度の場合 鏡野町健康増進課後期高齢者係
社会保険の場合 津山社会保険事務所内全国健康保険協会岡山支部
- ④ ③の申請を受けた各申請窓口が支給額を計算します。
- ⑤ 各申請窓口から④で算出した額を介護保険に通知します。
- ⑥ 各申請窓口、介護保険の両方から被保険者の方に支給されます。

※支給の対象となる被保険者の方には、平成22年1月頃にお知らせします。

ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

- ・平成20年4月から平成21年7月末までの間に市町村を超えて転居された方
- ・他の医療保険から国民健康保険に移った方

この件に関するお問い合わせ先は、**鏡野町健康増進課 0868-54-2025 鏡野町福祉課 0868-54-2986**